

## 特定共同住宅等の位置、構造及び設備についての適合基準

- ①主要構造物が耐火構造であること。
- ②共用部分の壁及び天井の室内に面する部分の仕上げは、準不燃材料であること。
- ③特定共同住宅等の住戸等の床又は壁に設ける開口部並びに当該床又は壁を貫通する配管等及びそれらの貫通部については、一定の要件を満足していること。
- ④二方向避難・開放型特定共同住宅等及び開放型特定共同住宅等以外の特定共同住宅等の住戸等(共同住宅用スプリンクラー設備が設置されているものを除く)にあつては、開口部の面積の合計が1の住戸につき4m<sup>2</sup>以下(共用室は8m<sup>2</sup>以下)であること。

●詳細は、平成17年消防庁告示第2号参照

## 用語の意義

- ①特定共同住宅等とは、令別表第一(五)項口または(十六)項イに掲げる防火対象物であつて、(五)項口および(六)項口またはハ<sup>※1</sup>に掲げる用途のみが存在するものは、火災の発生又は延焼のおそれが少ないものとして、その位置、構造及び設備について消防庁長官が定める基準<sup>※2</sup>に適合するものをいう。
- ②二方向避難・開放型特定共同住宅等とは、特定共同住宅等における火災時に、すべての住戸、共用室及び管理入室から、少なくとも一以上の避難経路を利用して安全に避難できるようにするため、避難階又は地上に通ずる二以上の異なった避難経路を確保し、かつ、その主たる出入口が開放型廊下又は開放型階段に面していることにより、特定共同住宅等における火災時に生ずる煙を有効に排出することができる特定共同住宅等として消防庁長官が定める構造<sup>※3</sup>を有するものをいう。
- ③開放型特定共同住宅等とは、すべての住戸、共用室及び管理入室について、その主たる出入口が開放型廊下又は開放型階段に面していることにより、特定共同住宅等における火災時に生ずる煙を有効に排出することができる特定共同住宅等として消防庁長官が定める構造<sup>※3</sup>を有するものをいう。
- ④二方向避難型特定共同住宅等とは、特定共同住宅等における火災時に、すべての住戸、共用室及び管理入室から、少なくとも一以上の避難経路を利用して安全に避難できるようにするため、避難階又は地上に通ずる二以上の異なった避難経路を確保している特定共同住宅等として消防庁長官が定める構造<sup>※3</sup>を有するものをいう。
- ⑤内装制限などを行っているとは、住戸、管理入室及び共用室のうち、居室及び収納室(納戸等で4m<sup>2</sup>以上のもの)の仕上げを準不燃材料とし、かつ、共用室と共用室以外の特定共同住宅等の部分(開放型廊下又は開放型階段に面する部分を除く。)を区画する壁に設けられる開口部(規則第13条第1項第1号口の基準に適合するものに限る。)に、特定防火設備である防火戸(規則第13条第1項第1号ハの基準に適合するものに限る。)が設けられているとき。

※1. (六)項口またはハの部分の独立部分の床面積が100m<sup>2</sup>以下かつ(六)項口またはハは有料老人ホーム、福祉ホーム、認知症高齢者グループホーム、ケアホームに限る(平成22年消防庁告示第2号)

※2. 平成17年消防庁告示第2号参照 ※3. 平成17年消防庁告示第3号参照